

いすみ市大原海岸日在浦地区及び大原漁港海岸
海岸づくり会議 地区勉強会（東海地区）

会議録

日時：令和6年10月24日（木）
午後6時30分～午後8時7分
場所：いすみ市役所3階 大会議室

1 開会 午後6時30分

○**司会** それではお忙しい中、本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今からいすみ市大原海岸日和浦地区及び大原漁港海岸海岸づくり会議の東海地区における地区勉強会を開会します。

本日の司会を務めさせていただきます。いすみ市役所建設課です。どうぞよろしくお願いいたします。

これより着座にて進行させていただきます。それでは、地区勉強会開催にあたりまして、配付資料の確認をお願いします。

まず本日の次第、続いて資料1「海岸づくり会議の目的及び趣旨」、次に資料2「津波対策に対する意見聴取の進め方」、資料3「千葉県津波対策案」、資料4「第1回海岸づくり会議会議録」以上の5点となります。

不足している資料がありましたら、お申し出ください。

なお、配布した資料につきましては、会議終了後、回収させていただきますので、お帰りの際はそのまま置いていただきますようお願いいたします。

また、事務局は会議結果を取りまとめる関係から写真撮影、録音等を行いますので、ご了承願います。それでは次第に沿って進めさせていただきます。

2 挨拶

○**司会** 次第の2「挨拶」

地区勉強会開催にあたり、いすみ市建設課より、ご挨拶申し上げます。

○**事務局** 本日は夕方の貴重な時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の海岸づくり地区勉強会につきましては、昨年7月30日に第1回海岸づくり会議を開催し、同年に地区勉強会を開催する予定でありましたが、台風や大雨による多くの災害復旧事業のために、開催が困難となり県と協議した結果、大変遅くなりましたが、本日開催させていただくこととなりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

年度も変わり、区長さんの皆さんも交代されていますので、この後、海岸づくり会議の目的及び趣旨等を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 出席職員紹介

○**司会** 続きまして、次第の3「出席職員紹介」に移ります。

本日出席しております千葉県及びいすみ市職員の紹介をさせていただきます。

4 事業説明

○**司会** 続きまして、次第の4「事業説明」に移らせていただきます。

お手元の資料1「海岸づくり会議の目的及び趣旨」、それと資料の2「津波対策に対する意見聴取の進め方」について、続けていすみ市より説明をいたします。

なお、ご意見ご質問につきましては、次第の5「意見交換」で求めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは事務局お願いいたします。

○**事務局** 資料1をご覧ください。目的といたしまして「いすみ市大原海岸日和浦地区及び大原漁港海岸」において、千葉県が「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づく事業を実施するにあたり、津波対策について地域の意見を聞くことを目的としております。

次に海岸づくり会議設立の趣旨でございますが、千葉県では津波防護の考え方を取り入れた海岸保全基本計画の変更を平成28年9月に行い、整備については海岸保全基本計画の防護水準を基本としていきます。

また、地域の意向や特性に応じてきめ細やかな海岸づくりを推進していきたいと、海岸ごとに地域住民や関係団体の意見を聞き計画を策定し、防護環境利用が調和した総合的管理を行うことが望ましいとされております。このため、大原海岸日和浦地区および大原漁港海岸についても、いすみ市を主体として関係団体や地域住民などからなる海岸づくり会議を設置し、地域主体による魅力ある海岸づくりを目指しています。検討対象の位置につきましては、図に示すとおり日和浦海岸から大原漁港海岸となります。

続きまして資料2「津波対策に対する意見聴取」についてでございますが、津波対策に対してはステップ1といたしまして、第1回海岸づくり会議、現状理解となりまして、昨年7月30日開催いたしました会議となります。目的といたしましては、現状と課題の共有、議題といたしましては、1開催趣旨及び運営要領の説明、2津波対策の考え方、3対象地区の概要、防護ライン断面イメージ等で4意見交換となります。

続きまして、ステップ2といたしましては、現状理解といたしまして意見募集また地区勉強会といたしまして、これが本日の会議となります。

ステップ3といたしましては、第2回海岸づくり会議対策案検討となり、目的は対策案の検討、議題といたしまして1対策案断面、防護ラインの意見、2対策案の設定となります。

なお、今後の地区勉強会や会議の回数、内容は進捗状況により適宜変更となります。以上となります。

○**司会** 資料1及び資料2の説明が終わりました。続いて、資料3千葉県津波対策案の説明については千葉県より説明をお願いいたします。

○**夷隅土木事務所 A** 皆さまこんばんは、千葉県夷隅土木事務所建設課です。よろしくをお願いいたします。今、いすみ市建設課の方からご説明ありましたように、千葉県の津波対策に関しまして、これから具体的な検討を進めていく上で、海岸に近い地域の方々のご意見を伺いたいと思います。私の方からは、千葉県津波対策案のうちの、大原海岸日在浦地区について説明をさせていただきたいと思います。

それではお手本の資料3をご覧ください。

2ページをご覧ください。

本資料の構成となる目次を示しております。

1では千葉県における「千葉東沿岸海岸保全基本計画」についてご説明いたします。2では「津波対策における対象とする津波の種類とその対応策に関する基本的な考え方」についてお示しいたします。3では「津波対策基本方針」について、防潮堤等の海岸保全施設で背後地を防護するにあたっての防護施設の高さについての考え方をお示しいたします。4では「津波に対する一般的な対策事例」をお示しいたします。5では「千葉県の津波に対する基本方針」について、大原海岸日在浦地区における津波の浸水範囲の予測図と津波・高潮・高波対策を考慮した海岸保全施設との高さの目安、護岸によるハード対策を行った場合のイメージをお示しいたします。

それでは3ページをご覧ください。

1つ目の海岸保全基本計画についてです。千葉県では、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸防護のための施設整備はもとより、環境保全や利用を配慮した総合的な海岸保全を推進していくこととしております。

平成23年3月11日に発生しました「東北地方太平洋沖地震」では、千葉東沿岸において甚大の被害が発生したことから、防護の考え方を見直す必要が生じました。そこで千葉県では、平成25年11月に「千葉東沿岸海岸保全基本計画」の変更を行ったところであり、海岸保全施設の高さの目安を「高潮」から守る高さから、「高潮」と「津波」をどちらでも守れる高さに変更している状況です。

4ページをご覧ください。

津波への対応の考え方についてご説明いたします。今後、津波対策を構築するにあたって、基本的に2つのレベルの津波を想定する必要があるがございます。

1つ目はL1津波と呼ばれる津波で、これは発生が数十年から百数十年にかい程度です。この後お話しする、最大クラスの津波と比較すると、発生頻度が高く、津波の高さ自体が低いものの、大きな被害をもたらす津波を示しております。

もう一つは、L2 津波と呼ばれる津波で、発生頻度は極めて低いものですが、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を示しております。

前者の L1 津波を設計津波と設定し、人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、原則として防護施設等を整備するなどの対策を行い、背後地を防護いたします。

後者の L2 津波については最大クラスの津波ですので、この津波を対象として対策等を考えることは、施設規模が巨大なものになって、整備のための用地の確保、それから整備期間やコストなどから実現性が乏しいものとなっております。

よって、最大クラスの津波に関しては、人命を守ることを最優先として、避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を確立するものとなっております。

5 ページをご覧ください。

津波対策の基本方針についてご説明いたします。先ほど津波対策の基本的な考え方もご説明しましたとおり、対策工として施設整備を行う場合の設計津波としましては、発生頻度の比較的高い津波である L1 津波を対象となっております。図にお示ししておりますように、防潮堤等の海岸保全施設や山、崖などの自然地形、海岸部にある道路などを含めた「海岸保全施設等の高さの目安」は、この L1 津波の到達高を予測計算して、津波に先駆けて発生する地震に伴う地域の地盤沈下量などの要素をあらかじめ加えた高さで設定しております。

一方で、先ほどご説明しました最大クラスの津波である L2 津波については、L1 津波に対する対策をとったとしても、防潮堤等を乗り越えて背後地への浸水が生じることが想定されます。このため最大クラスの津波に対する備えとしましては、防潮堤等の高さの確保に頼るだけではなく、避難を軸とした総合的な防災対策で対処するものとなっております。

もちろん、この L1 津波に対して対策が取られたとしてもこれで絶対に安心というわけではもちろんありませんので、津波が発生すると予測された場合には、避難行動に移る必要になると考えております。

それでは 6 ページをご覧ください。

L1 津波に対する一般的な対策事例でございます。

L1 津波の対策としましては、構造物によります津波制御を目的としたハード対策と、津波被害の軽減を目的として避難を軸とするソフト対策の 2 つの津波対策がございます。ハード対策を実施するかどうかということについても、ソフト対策と合わせて考えていく必要がございます。

なお、夷隅土木事務所管内で過去に他の地域ですけれども、海岸づくり会議を開催しております、その際は地域の皆さんの意見として、「海岸の利便性が悪くなる」、「ハード対策をやると景観が悪くなる」、あとは「津波が来た場合は逃げる等」のご意見をいただきまして、防波堤等の嵩上げによる海岸保全施設のハード対

策による整備は行わず、避難等のソフト対策で対応するという事で意見がまとまったことでもあります。

それでは7ページをご覧ください。

まずハード対策の津波対策の事例等をご説明いたします。

ハード面の津波対策の事例としましては、構造物による津波制御を目的に防潮堤や津波用の防波堤の整備や、護岸、水門、陸閘による整備がございます。

8ページをご覧ください。

続いて、ソフト面での津波に対する一般的な対策事例としまして、津波被害の軽減を目的に津波ハザードマップの作成や、避難路の標識、それから避難場所の整理、津波避難タワーの整備等がございます。

9ページをご覧ください。

今までは一般的な津波対策等のご説明をいたしました。

ここからは、当該のいすみ地域についてのご説明をいたしたいと思っております。海岸保全基本計画上の検討区間についてです。

千葉県の海岸保全を考える上での区分としまして、図のように県内の沿岸を地域特性が同じ区間で分割しております。青字で示しておりますのは、浦安市から館山市の洲崎までの東京湾沿岸7地域海岸で、赤字で示しておりますのが銚子市から館山市洲崎までの千葉東沿岸13地域海岸となっております。大原海岸の日在浦地区海岸、大原漁港海岸につきましては、千葉東沿岸13地域海岸の⑩で、太東漁港から松部漁港までの海岸に含まれております。

10ページをご覧ください。

ここでは、大原日在浦地区における津波高潮高波対策を考慮した海岸保全施設等の防御施設の高さの目安を示しております。

海岸保全施設等の高さにつきましては、津波対策と高潮対策のそれぞれに必要な高さのうち、高い方を採用することとしております。

今回検討区間であります太東漁港から松部漁港間において、津波対策として必要な高さのシミュレーションを行った結果、一番高かった箇所ではT.P. +5.7mとなりました。また、高潮対策として必要な高さにつきましては、広域的な高潮であり個別の高潮高ではありませんけれども、T.P. +5.0mとなっております。したがって、大原海岸日在浦地区では、津波対策としての必要な高さT.P. +5.7mを採用しまして、これに津波をもたらす地震による広域的な地盤の変動量10cm程度の沈下を加味して、T.P. +5.8mを海岸保全施設等の高さの目安として設定しました。なお、大原漁港海岸につきましては、防波堤等を考慮し、高さが異なりますので大原漁港海岸地区でご説明いたします。

11ページをご覧ください。

こちらには、シミュレーションで計算しました大原海岸日在浦地区及び大原漁港海岸地区の浸水予測図についてご説明いたします。浸水予測の範囲における浸水の深さによって2つに色分けしております。最大の浸水深が45cm未満の範囲は黄色、最大浸水深が45cm以上の範囲については水色で着色しております。

この浸水予測図は、潮位が高い時に「東北地方太平洋沖地震」の津波が発生した場合のシミュレーションをしたものでございます。これを見ると、主に海岸線、それから塩田川沿いで浸水が発生することがわかると思います。

この大原日在浦地区海岸につきましては、延長は3キロを超えるということから、同じような地形ごとに4工区に分割しております。図面右手が北側にあたる方で左手が南となっております。北側から順番に1工区、2工区、3工区、4工区と分割して考えております。

それでは12ページをご覧ください。

こちらは浸水予測図でございますけれども、1工区部分を拡大したものでございます。

続きまして13ページをご覧ください。

こちらは2工区、3工区、4工区の部分を拡大したものでございます。

14ページをご覧ください。

最後に、大原海岸日在浦地区における津波対策として必要な施設高さについて、仮にハード対策を行った場合のイメージをお示しいたしたいと思います。

イメージの基本的な考え方としましては、図のとおり海岸線に沿って防潮堤を整備することを想定しているものでございます。

それでは15ページをご覧ください。

こちらは一番北側1工区の現況の写真でございます。

写真は現況ですので、ハード対策前の現在のものを示しております。現況の自転車道の地盤の高さがT.P. +4.11mとなっております。この位置にハード施設である護岸を設置した場合のイメージを次のページで示しております。

16ページをご覧ください。

仮にこの1工区に護岸によるハード対策を行った場合のイメージとしまして、先ほど説明した防御施設の高さが目安となるT.P. +5.8mまでの高さということから、現状から約1.7m高い護岸ができることとなります。こちらの設置位置についてですけれども、海岸法の規定に基づく海岸保全区域という、津波高潮等の被害から海岸を防護するための区域に設置した場合のイメージでございます。

このイメージとは別に自転車道の位置での整備が出来ないかと、昨年7月の海岸づくり会議で提案がありましたことを申し上げます。

17ページをご覧ください。

続きまして、こちら2工区の現況写真でございます。こちらの写真はハード対策前の現在の状況のものでございます。現況の自転車道の地盤の高さはT.P. +4.17mとなっており、1工区より少しだけですが高くなっております。

この位置にハード施設である護岸を設置した場合のイメージを次のページでお示ししております。

18 ページをご覧ください。

先ほどと同様に、仮に2工区に護岸によるハード対策を行った場合のイメージとして、防御施設の高さを目安となるT.P. +5.8mまでの高さになることから、現況よりも約1.6m高い護岸ができることとなります。

設置位置につきましては、先ほどと同様に海岸保全区域という津波高潮等の被害から海岸を防護するための区域に設置した場合のイメージでございます。

続きまして19 ページをご覧ください。

こちらは3工区になります。公園のトイレから駐車場のあたりを見た現在の状況写真でございます。現況の通路の地盤高は、1工区、2工区よりもさらに低いT.P. +3.8mとなっております。この位置にハード施設である護岸を設置した場合のイメージを次のページでお示いたします。

20 ページをお開きください。

先ほどと同様に、仮に3工区に護岸によるハード対策を行った場合のイメージとして、防御施設の高さを目安となるT.P. +5.8mまでの護岸の高さになることから、現況より約2m高い護岸ができることとなり、海岸が見えない状況となります。また、設置位置につきましては、先ほどと違いまして、駐車場までが土木事務所管理しております海岸保全区域であることから、ご覧のような駐車場脇の保安林区域との境界に設置するイメージでございます。

この付近につきましては、地域の行事などもあるようでございますので、特に海岸につきましては、ご意見をいただければと考えております。

続きまして21 ページをご覧ください。

こちらは塩田川を挟んだ対岸で4工区になります。塩田川の右岸側河口部の防波堤から太平洋を見た現在の現況でございます。

ここは他の3地点と違いまして地盤の高さは、現況の地盤の高さはT.P. +3.89mで1.1mの既設の堤防がございますので、堤防の一番上の高さはT.P. +4.98mとなっております。この位置に必要な護岸を設置した場合のイメージを次のページで示しております。

22 ページをご覧ください。

仮に4工区の護岸にハード対策を行った場合、T.P. +5.8mまでの堤防高さとなることから、堤防の壁高の高さは1.9mとなり、現況の1.1mより約80cm高くなることとなります。

ご覧のように堤防の高さが上がることにより、通路からは海面が見ることができない状況になります。また、設置位置につきましては、ご覧のような既存の堤防を嵩上げするイメージとしております。

以上で、大原海岸日在浦地区の説明を終わりにしたいと思います。

この後に引き続き、南部漁港事務所から大原漁港海岸地区の説明に移させていただきます。

○**南部漁港事務所** 南部漁港事務所大原支所です。よろしくお願いします。

私から大原漁港海岸についてご説明いたします。

お手元の資料の 23 ページ。

こちらの方で本資料のご説明の目次を示しております。

津波対策の基本的な考え方について、「海岸保全施設等の高さの目安」、「浸水予測図」、「津波対策施設整備計画案」、「対策後のイメージ図」といたしまして 1 から 4 をお示しします。

25 ページをご覧ください。

ここでは、大原漁港海岸における津波・高潮・高波対策を考慮した、海岸保全施設等の高さの目安を示しております。海岸保全施設の高さは、津波対策と高潮対策のそれぞれで必要な高さのうち高い方を採用することとしております。

海岸における津波対策として必要な高さは、シミュレーションの結果、T.P. +5.7 mとなりました。

大原海岸日在浦地区と違うのは、大原漁港海岸地区でも津波対策として必要な高さを採用しておりますが、漁港施設の背後地は既存の防波堤等への津波が衝突することにより津波浸水高は低減するため、防護ライン前面の津波高さは T.P. +2.9m に、地震を伴う地盤の沈下量 10cm を加味いたしまして、T.P. +3.0m を海岸保全施設等の高さの目安として設定いたしました。

漁港施設のない漁港地区の南側の丹ヶ浦地区については、防護ライン前面の津波高さ T.P. +5.7m に、地震を伴う地盤の沈下量の 10cm を加味いたしまして、T.P. +5.8m を海岸保全施設の高さの目安として設定いたしました。

次のページをご覧ください。(P26)

こちらは参考資料となりますが、防波堤と防潮堤による多重防護の考え方のイメージ図となります。

次をご覧ください。(P27)

浸水予測範囲の上で浸水深さを 2 つの色分けにしております。最大水深が 45cm 未満は黄色、45cm 以上は水色で着色されています。

次のページをご覧ください。(P28)

大原漁港海岸地区における津波対策として必要な高さについて、海岸保全施設等にハード対策を行った場合のイメージ図をお示ししています。

図面の左手から右手にかけて漁港施設の背後を1工区、それ以外を2工区として工区分けをいたしまして、各地点における撮影方法と写真になります。

整備計画案をご説明いたします。1工区はお住まいの建物を守るために、岸壁や既設防波堤に沿って防護ラインを考えております。赤のラインが防護ライン、防波堤を整備する位置となっております。青のラインで示す2工区は、現状の地盤が高いために津波による住宅等の被害が想定されない区間でありまして対策を不要と思料しております。

なお、赤丸で示したところは現状背後地から岸壁等への開口部となっておりますが、開口部の対処について構造形式や統廃合は今後の設計段階で詳細に検討するため、現時点での対処の方法は未定としてございます。

次をご覧ください。(P29)

ここからは対策後のイメージとなっております。防潮堤等のハード対策を行った場合、漁港施設の背後は先ほどご説明した海岸保全施設等の高さの目安となるT.P.+3.0mの堤防高となることから、堤防の壁の高さは現況の道路より約0.6m高くなることとなります。

なお、現状の高さは27年に測量しました結果を参考としているため、また整備に向けては改めて測量を実施していく予定でございます。

開口部の対処については、構造形式など皆さんの意見を聞きながら検討していかなければなりません。設置箇所についても津波防護の确实性の観点から開口部の統廃合なども合わせて検討する必要もございます。

次をご覧ください。(P30)

イメージ図2周辺は防潮堤がない箇所であることから、防潮堤が新規に必要となります。また、岸壁の近くに防護ラインがあるため通行箇所を限定されることや、防潮堤の新設により漁港の利便性が低下することが懸念されます。漁港への利便性を勘案しまして、遠隔操作や自動化なども検討しなければなりません。

次をご覧ください。(P31)

イメージ図3周辺になります。夷隅東部漁業協同組合の前付近になります。

開口部の統廃合も検討が必要となりまして、通行できる箇所は限られています。

次をご覧ください。(P32)

イメージ図2周辺と同じく防潮堤がない箇所が多いことから、防潮堤が新規に必要となりまして、漁港の利便性が低下することが懸念されます。以上で、大原漁港海岸の説明を終わります。ありがとうございました。

○**司会** 資料3の説明が終わりました。

津波に対する防御ということで防潮堤の説明がありましたが、これはあくまでもイメージということで、これで決定ということではございません。

お手元の資料4でございますが、昨年7月に行われた、第1回海岸づくり会議の会議録の要約版となります。

これは、いすみ市のホームページでも公開しております。

昨年、この会議の中で、資料3の説明が行われました。そして説明に対し、防潮堤の建設に対する反対意見等はありませんでした。

会議の主な意見といたしましては、津波に対する防御の場所が砂浜ではなく、既存の自転車道の位置で自転車道を嵩上げするようなご意見がございました。

また、防潮堤はコンクリートによる無機質なものではなく、景観や観光資源に配慮したものにしてもらいたい、そのほか海岸用地と保安林用地の管理者にとらわれず、人命財産を重要視し総合的に判断していただきたいということと、大原漁港におかれましては背後地の住家に配慮した計画をしてもらいたい、というようなご意見があり、この会議録の方に記載されております。

それでは以上で次第4の「事業説明」を終わらせていただきます。

5 意見交換

○**司会** 続きまして、次第5「意見交換」に入らせていただきます。

どんな些細なことでも構いません、ご意見ある方は地区とお名前をお願いしたいと思います。

○**出席者A（北日在）** いま資料4の説明で、昨年このようことを話しあって議事録まとめていただいたんですけど、その時に反対意見が出なかったという、お話がありました。先日、うちの方の区でも会議を開きまして、地区の防災会議も含めて役員が集まって話し合った結果、防潮堤は必要ないという結論です。

ハード面でなぜかという、北日在地区の下道といわれる人口が多く住んでいる民家があるところは、ほとんどが6m（高さ）以上の道路です。

5m台（高さ）の区間が80mほどあります。そこは一部あるんですけども、海岸から少し離れていて逆もあるので、ある程度逃げるときに大丈夫だと。今聞きましたら、T.P. +5.8m前後の防潮堤という話があったので、これは何を守るものなのか、人を守るものなのか、家屋を守るものなのか検討したときに、何も守ってない。いわゆる海岸線に何か作っても、今の北日在地区は特に防潮堤が15m以上のものでなければ想定されている5.8m程度の津波であるならば人家まで来てないんですよ。ですから、実際こういう防潮堤は必要ない。

逆にソフト面でいうと、この避難タワーとかいうものもありましたけれども、多く話されたのが避難するまでの時間と合わせて、現在、北日在地区では3箇所に避難場所が設定されています。すべて国道より西側の山側になっております。ただそこでは、避難が一時避難所であって、あくまでも屋根もない、水もないただ人家が

あるんですけど、そこがみんなを入れてくれるかどうか分からないところで、今避難しています。

ですから、僕たちの要望とすれば、現在地権者が多くいるのですが、日在城址、日在城跡という山があるんですけど、そこを開発して宿泊なり二次的避難ができるような公園を作っていただくということを目的に、これから要望書を出していこうと考えております。

津波対策として多く語られたのが、海岸線にもし実際人がいる場合、常に防潮堤などがある場合だと、すぐ避難ができない。現在もサイクリング道路があるんですけども、そこも一部、区間によっては高さがあってすぐ避難できない箇所があります。それで先日も市の方をお願いして、一部階段を付けて、海岸からすぐ上に上がれるところを作ってほしいという要望も出しました。

これからもそういうことをしながら、ハード面では避難できる箇所を作る。ソフト面では、避難した後の何も無いところにただ避難するだけではなくて、屋根のある、雨、露をしのげる場所を作っていただきたいというのが、先日までの私たちの意見でしたので、防潮堤を作るという意見には反対ということで、よろしく願いいたします。

○**司会** そのほか何かございますか。

○**出席者B（深堀）** 自宅は塩田なんですけど、この浸水予想図13ページを見ると、塩田川の両側が一番浸水が多くなっております。

それで津波が来た場合、海岸の河口のところから川に入るとまた狭くなっていますので、津波の心配が大分ありますので、塩田川の堤防とかその辺の対策というのはどうなっているのか、というのが1点であと塩田地区で塩入公園ってあるんですけど、そこから国道に出る道が津波避難道路、前回の資料を見ると何か所か津波避難道路の指定があったと思うんですけど、指定にはなっていないのですが道が狭くて車がすれ違えなくて対向車が来た場合、詰まってしまうと心配になります。

できれば、津波避難道路として広くしてもらえればありがたいと思います。

以上ですけど、ちょっと塩田川の堤防、どのような考えなのかお聞きしたいなと思っています。

○**夷隅土木事務所A** 塩田川の護岸、嵩上げ等の関係ですね。

塩田川から津波が遡上したときに両脇に流れ込む浸水図があるのですが、こちらの方も、海岸の整備方針を設定して、そのうえで河川の方も合わせてやっているような形に、今検討している状況でございます。

○**出席者B（深堀）** 河川の方としては何もやらないということですか。

○**夷隅土木事務所A** 海岸の方の考え方を決めまして、それに整合するような形を考えていきたい、と考えております。

○**出席者B（深堀）** ぜひ、対策をお願いいたします。

○**夷隅土木事務所 A**　そうですね、この図を見れば、そういうことになりますよね。

○**司会**　何か他にございますか、どうぞ。

○**出席者 C (深堀)**　津波対策として避難道路の整備が有効だと思うんですけども、現在、国道若山交差点から海側のところに計画道路（都市計画道路）があると思うんですけども、その計画道路はだいぶ止まってしまっているような状況で、あの辺の強制収用とかそういった考えはないのか、というところをお聞かせください。

○**市 建設課**　465 号の深堀のバイパスの交差点からマンションに抜ける通りだと思われれますけど、ここはなかなか用地の確保が難しい所で、今、事業は止まっている状況です。

用地の確保が可能であれば、そこは市としても進めていければという考えは持っていますので、用地の協力がいかに取り付けるかっていうところが課題になっているわけでございます。以上です。

○**出席者 D (北日在)**　これは私が実際に経験したことなんですけども、今から 7 年ぐらい前でしょうか、北日在地区で相当大きな停電がございました。私、どうしても用事があって茂原に行こうと思ひまして、実は私の家は海岸から直線で 200m 位のところなんですけども、日在内科の前を通過して国道を右折しよう。ところがご承知のとおり停電で、右折できないんです。右折するのに 30 分位かかりました。おそらく大きな地震が来たときに、避難場所はそこから遥か先のエスポールというところなんです。それともう 1 か所は三門台とあるんですけど、それをクリアすることは無理だと。当然、道路を拡張されてはいますけども、我々以上の先輩になったら歩からざるを得ない。仮に車で行ってもそれをクリアすることはできない。

その辺の対策をまだ、防潮堤云々よりも、そういったことも考えてほしい。以上です。

○**市 危機管理課 A**　今のご意見は確かに市の方もいろいろ災害対策をやっていますが、これでいいというのが、なかなか行き届かないと思う。

そういう中でも、令和元年の台風停電被害を踏まえて、予防伐採等も実施して停電が起きないように対策もしているところでありまして、またその他もこの避難道路の整備に合わせて避難誘導灯とか、24 時間バッテリーで目安になる誘導灯の方も路線に従って整備をして、おっしゃる通り、なかなか全部が全部行き届かないところもあります。そのように一つずつ取り組んでおりますので、その点のご理解をいただきまして、また、これからもそういうご要望等に答えていけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○**司会**　他にどうでしょうか、海水浴場の場所ですね。

お祭りもありますし、先ほど夷隅土木事務所も行事のことをちょっと心配されていたと思います。汐ふみ会場が近くにありますので、そこに進入する前に防潮堤とかできる形にもなります。そういったことのちょっと些細なことでもいいんです。何でもいいので意見をいただければ、そういう意見の募集をしたいところなので、何でもいいので思ったところを発言していただければと思うんですが。

○出席者E（若山） 今、防潮堤を作るというのが前提になっているんですけども、今のサイクリング道路の前に堆積している土砂を撤去するという案はないでしょうね。というのは、このサイクリング道路が出来て、もともと海に降りるのに階段で降りていたんですよ。

だから、おそらく50年くらいかな、で、今のような堆積になっていますので、それを撤去するというのは難しいでしょうけども、それが1点と、この図を見ますと、今のサイクリング道路の前に防潮堤を2m位ですか、作る形になっているんですけども、これも先々また海からの砂で前が埋まってくると思うんですよ。そうすると、またこの前にまた新しいものが作れるのか、それもまた50年、60年先になるんでしょうけども、それもちょっと懸念しているんですけども、先ほど北日在の方から、「防潮堤はいらない」というお話もありましたけども、やっぱり立場としては、「お前らが作らなかったからこうなったんだよ」というのが、後々尾を引いても困るかなと思うのが、非常に心配したとこなんです。

北日在さんが一番面しているから、そこで「いらない」と言ってから困るんですけども、でも先々、「君たちが、お前たちが」と出てくる可能性が非常に大で、やっぱり人命は大事ですから、その辺ももう少し考えてもいいのかなと、ちょっとまとまりませんけど。

○夷隅土木事務所B ありがとうございます。今の堆砂対策ということで、今後そういう施設を整備した後もそういった、砂が溜まって管理しづらい部分も出てくるということで、そういったことを考慮して検討された方がいいということでご意見を受けたわけです。今後、具体的にやる時には、自転車道を含めて、対応をしていければと考えていきますので、よろしくお願いします。

○出席者F（深堀自主防災） 今、いろいろ検討されています。けれども日在地区の方は防潮堤がいらないということですが、うちの方はだいたい海拔で2.4m、ちょっと高いところで5.5mですから、東日本と同じくらいの津波が来ると、写真で写っている右側の林まで津波が来ているんですね。だからやはり何を心配するかって、こういう検討会もいいんだけど、いつ頃工事に着手して完成ができるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

以上です

○夷隅土木事務所C いつ頃工事に着手するかという、ご質問なんですけども、今この場で明確に「いつ」というのはちょっと今言えない立場でして、皆さんのご意

見をお聴きしてから、どうしましょうかと考えてきますので、今この場で「いついつ作ります」と「整備していきます」というのは、はっきりしたことは言えませんが、そこはご了承いただきたいな、というふうに思います。

○**出席者D（北日在）** 観光の面を考えると、やはり海が見えないと、サイクリング道路からでも海が見えないというのは、非常に観光客にとっては、せっかく千葉県という海の見えるところに来て、私たち何しに来たのかしらになっちゃうと思うんですね。仮に防潮堤が作るということを想定して、サイクリング道路を廃止して防潮堤をサイクリング道路みたいになれば、海が見える。

これは一つの案ですけどね。だからと言って防潮堤が必要だというふうにはちょっと、まだそこまでは考えておりませんが、一つの案として。どの程度の幅の防潮堤なのか厚さなのかわかりませんが、一応そういうことも一つの案としてはいかなものか、ということです。

○**市 建設課** 昨年の海岸づくり会議でも話題になりまして、資料の4の意見交換会で意見された1ページ、B委員からもそのような意見が出されました。大切な観光資源と既存のサイクリング道路を最大限活用した位置等に建設ができないのか、という意見もありました。そういうのを考慮して今後も検討していければいいのかな、というところであります。以上です。

○**出席者A（北日在）** 本当に津波対策を考えているのかと、僕は思っているんですよ。三陸の災害場所を拝見したときなんかも含めてなんですけど、地形的にすごくばらつきがあって、特に日在海岸は、北に夷隅川、南に深堀の塩田川がございませぬ。結局、津波が来た場合、全体的に来るものですから、部分的に来ることではなくて全体的に来た場合、もし、超えた場合とか夷隅川から来た場合、うちの下には海岸との間にもう一つ川（海岸線と並行した）があります。そういうのが関係で、今度、帰る水も防潮堤なんか越えてる場合、帰る水も帰れなくなってしまう場所がいくつかあるんですよ。そういうことを考えるとやっぱり防潮堤は誰を守るためなのか。これだけお金をかけて、先ほど、若山区さんもおっしゃいましたけれども、それをやらなかったからこんなになったんだよって言われるかもしれないけれども、今あるもので対応してソフト面を重視しながら、海岸線は残していただきたいと思っているんですね。

○**司会** 他はどうでしょうか。それでは、いすみ市の方から少し確認したいことがございます。ちょっと北日在区さんの方では、建設が反対と、それはそれで意見として受けたまわります。あとですね一つ確認したいというか、ここで決めてくれというわけではないのですが、第1回の会議の時に、この防潮堤を作るというところで、もし仮に作るとしたら、位置について議論がありました。

資料3の15ページ、16ページで比較ができると思うんですけど、これはイメージ図なんですけども確定ではないです。これを見たときに、海側の方が海岸保全区

域、土木事務所さんが管轄する方のエリアで、背後に保安林区域というのがございます。これは、土木さんとは違う課ですね。

今回は、土木さんが管理する土地にこういうイメージ（防潮堤）で描いていただいた形なんですけども、このイメージ図を見た7月の会議のときに、後ろのサイクリング道路を活用できないのかという意見が結構出ました。前に防潮堤があって、後ろにサイクリング道路があって2つ施設が続くのですが、千葉県の方で管理する課が違うので、今はこのような絵を描かれておりますが、市としてどっちがいいのか、観光とか景観、そういったものを考えると、サイクリング道路の嵩上げをして、それを防潮堤として兼ねてはどうか、という意見が結構あったんです。

そういったところ、皆さんにとっては、どうお考えになるのでしょうか。ちょっとお伺いしたいところなんです。仮に「サイクリング道路を嵩上げすることは、やめた方がいい」という方がいらっしゃいますか。それとも「サイクリング道路を嵩上げし、防潮堤とサイクリング道路と2つの役割ができる多機能的施設」といった案。

皆さんにとっては、どうかというところ、これは今後、土木事務所さんと保安林を管轄する部署と協議をしなくてはならないので、そこもうちょっとご意見を伺いたいところなんです。

仮に作る場合、前の砂浜に作ったほうがいいのか、後ろの保安林のほうに下げて自転車道を嵩上げしたほうがいいのか、そこに対してご意見がありましたら、お願いしたいです。

○出席者E（若山） 個人的な意見でいいんだよね。自分としてやっぱり、サイクリング道路を利用して嵩上げした方が、工事的に費用も若干違うのかな、ということもあるので、利用できるようになれば、私的には使ってもいいかなと、さっきも言いましたけども、前の堆積している砂が約50年位かかってなったのだから、上げててもまた上がってくるというのも絶対あるから、その前の取れるものであれば取って少し下げてあげればどうかな、というのが個人的な意見でございます。

○出席者A（北日在） 今の意見で堆積した土（砂）なんですけれども、台風によってその年、その年で上げ下げがすごく多いんですよ。4年前なんかは北日在の神社の下、3mくらい下までありました。工事がいろいろあつたりして土木さんの方で突き出しを出してもらったりして、砂が寄るようになったんですけれども、嵩上げて津波を防ぎたいのか、何なのか僕は理解できないんです。こんなもんで津波を防ごうと思っていることが、そうだったら今、市の方もおっしゃいましたけれども、今のサイクリング道路側ではなくて南部林業さん側のある土手、川の近くのところで作っていただいた方が本当に効果はあると思っています。ましてや、今、サイクリング道路を嵩上げするという意見は、今、何か所か海岸に降りる道が私道であります。勝手に私道に出たんですけれどもこれからもし、嵩上げした場合、みんな出られなくなって3カ所ぐらいしかなくなってしまいうんですよ。ですから、そう

いうことを考えると、みんなが本当に海岸を利用する立場であるならば、みんなの海岸ということであれば景観を損ねない考え方。サイクリング道路は観光のために必要かもしれませんが、実際、岬側に行ってしまったら海岸側は走ってませんので。ですから、そういうことも含めるとどうなのかなって思います。すみません、意見として。

○市 危機管理課B いすみ市の防災の方の津波の考え方的なものなんですけども、先ほど北日在さんから、これで防げるのかというお話が何回かあったんですけども、市としては今回の事業、県のほうが「やるか・やらないか」ということで意見聴取という形で動いてまして、今度、ソフト面として道路を「やる・やらない」ということになると市側の話になってくれます。

市として防災上、26 ページ見ていただきますと大原漁港地域のところはちょっとあるんですけども、これで防げるとは防災側も思っていないです防災担当としては、ですので一度その防潮堤ができたことによって少しでも津波が来るのを遅らせられる、逃げる時間を稼げて健常者なり、健常者じゃない方が少しでも遠くに逃げるといような考え的には、この防潮堤いいんじゃないかなといような考え方の中で、うちの方としては、これはいいのかなといところは少しはあります。

これで、防潮堤で少しでも波が来るのを遅らせられるというのは、うちの方もソフト面を全部やっていく、買収をして道を広げる、先ほども言いましたけど、日在城址の土地を買収して公園を作るというよりも、県がやっていただける事業としては、今この防潮堤という案があったのでこういったお話、ですから先ほど来言ってますけど、1 回目の会議の時には皆様と区長さんもサイクリング道路と景観を損なわない形で検討していただけないか、ということとずっと訴えてきたのがこの議事条文の中にありますので、防災的にはこれ全てを防げるという考え方は持っていないので、そういったところをご理解いただけたいと、防災側としては思っております。すみません以上です。

○司会 そのほかどうでしょうか

今、北日在さんが言われたのは、サイクリング道路の嵩上げというよりも、それよりもさらに内陸側ですね。松林側の方に防潮堤を作った方が効果的ではないかということですよ。それには、あと乗り入れの入口、進入の階段とかがあればいいという形でよろしいですかね。

○出席者A（北日在） ただでも 5.8m は、人的被害がうちの方が出ないのでだから、いらないと言ってるんです。高さが。

○司会 今のような松林側の方に作った方がいいという意見もございましたが、それ以外に何かございますでしょうか。

○出席者D（北日在） 先ほど区長の方からも話されたんですけど、日在城址ですね。通称「おやま」いうところなんですけども、エスポワールの入口の左側の山、実は私も地権者の一人なんですけども、地権者はかなりの数です。私が確認したところ、何名の方は「いない」と、だから市当局で防潮堤のハードの面よりも、避難した後の北日在の人たちは、一時津波から逃れただけということだけなんですよね。ですから、その隣にそういった市当局はちょっといろいろ考慮してもらって、そういうのが、おそらくほとんどの人が、いないって言うと思うんですよね。ですからその辺のところをちょっと考えてほしいなと思います。

ケーズ電気の裏の防潮堤（避難タワー）なんかみたいなのは、いないです。あれは皆さん、なんでこんなものを作ったんだって、大変怒ってます。それは、私が聞いた範囲ですからね。市当局の批判してるとか、そういう訳じゃなくて、そういう意見が大多数。

とにかく国道をクリアしていくことが困難なんですよね。当然、地震になれば停電しますよ。そうなったとき、どうするのか無理に突っ込めば当然交通事故です。

ですから、その辺のところも実行していただけたらなと思います。

○市 危機管理課B うちの方の津波の浸水想定ということで、ちょっと手元資料にはないんですけども、津波のハザードマップというところで示されている中では、いすみ市で最高高が9.9m、それは基本的に大井のほうの岩壁になっているところが9.9mというところになっております。

こちら側に来ると日在、深堀、若山もそうなんですけども、128号まで逃げれば津波被害がないというような浸水想定ということがまず一つ、それとうちの方で今いろいろと三門台ですとか、そういうところをやってますけども、基本的に一時避難場所ということで、一時的に避難する一時的に命を守る場所だという観点で、そこに長時間滞在するという想定ができない。

それを全てやるというと、莫大な整備費用と用地確保が必要になってくることから、そういったことをやっていないというのが実情でございます。

それに基づきまして先ほどの停電になるということから、これも前回今年の7月30日の資料にもあったんですけども、先ほど、危機管理課長の方が冒頭にお話ししましたが、各避難優先道路につきましてはバッテリー付き照明ということで、防犯等を全部整備をしております。ですので、目標物を見て日在から言うと、日在内科院の通りをところどころつけております。

また南日在にいくと前の野商店から上がっていく道、それぞれに少しずつ目標となる角々で目標を失わないように防犯灯を全部バッテリー付き照明という形で逃げられるようにという形で停電対策を実施しております。

ただ先ほど言うております。国道の車が突っ込むか、突っ込まないかというところにつきましては想定がかなり難しい問題でして、それを市がどうこうできる状況

ではない、そうすると信号を県警に頼んで、全部バッテリーをつけた信号機に頼まなければいけないのかなというところになってきますので、それは今後の要検討とになってきます

○出席者D（北日在） それは絶対的に無理です。

○市 危機管理課B そうですよ、ですのでそうした場合、信号機を動かせるかという部分につきましては、かなり厳しいなというところで市の想定としては徒歩で逃げられるように、また、目標物になるようにバッテリー付き照明という形で整備を国道まではさせていただいておりますので、そのところをご理解いただければなと思っております。以上です。

○出席者B（深堀） 先ほども話していただいていたんですが、深堀の塩田地区なんですが、国道に出る道が先ほど狭いということをお願いしたんですが、津波避難道路というのはこれからも計画に入れることも可能なんですか。

○市 危機管理課A 日在で3路線整備した、国の事業を使って採択を受けて避難道路という認定を受けて整備したので、今後の整備のやり方もこちら側の考え方になっているんですが、国の採択をその路線の延長とか工法的に難しい箇所もあるかと思っておりますので、そういう中で、国の事業はなるべく財源がある中で、市としてはやっていきたいという、単費でもという話もありますけど、なるべくそういう国の事業等を活用して整備を図っていければというのが一番思っております。

○出席者B（深堀） 計画を読みました。漁港から大原駅に行く道路と、あと、伊能滝のセブンイレブンのところに出る道路が計画になっていると思うんですが、塩田地区のほうも、横にちょっと逃げるっていうのが、なかなかできないと思うんで、国道にちょっとまっすぐ出られているような避難道路があったらいいなと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

○市 建設課 昨年実施した避難道路3路線については、用地を新たに確保しないで広げられたというのが一番大きなメリットでありました。

その路線、今、深堀地区で広げていただきたいというような箇所もそういうようなことで、用地が確保できるのであれば、地元からの要望を受けて道路改良工事としても拡張もありかなとは思いますが、ちょっと今の段階で用地がどのくらい確保が必要になってくるかというのは今分かりませんので、改めてまたその辺は相談していただければ、と思っておりますので、よろしくをお願いします。

○市 危機管理課B すみません。あと、もう一つ追加で申し上げたいです。さっきの塩田地区なんですけども、お住まいは多分、国道から海側ですかね。これをちょっと縦に逃げるとするのは浸水区域を逃げる形になってしまうんですよ。確かに言っていることはわかるんですけども、基本的にあそこからだと浸水区域河川があるので、河川より、やはりこの大原庁舎に抜ける伝九郎さんの前の道に逃げていただ

かないと、先ほど11ページにもありますけれども、浸水区域に向かって逃げるということは、ちょっとうちの想定上ないということ。

○出席者B(深堀) 伝九郎の所に出るにもまた海の方に戻らなくてはいけないので、逃げる場合はやっぱりまっすぐ国道の方に逃げるんじゃないかと思いました。

○市危機管理課B そうですね。河川沿いはどうしても浸水区域という想定なので、うちの方としては。

○出席者B(深堀) そこで塩田川で溢れないような対策をしてくれれば、なんとかなるのかな、と思います。よろしくお願いします。

○市危機管理課B はい、すいません。

○司会 他にご意見等はございますでしょうか。

○出席者C(深堀) 深堀の方はT.P.が低いので、私自身個人の意見としては、サイクリング道路の嵩上げを要望したいと思います。

あと、塩田川の方がありましてこの津波の状況を見ると、塩田川沿いが相当津波の被害を受けると、塩田川沿いの嵩上げ、これがやっぱり重要になってくるのかな、というふうに思うんですけども、こちらの方までの予定はないのでしょうか。

○夷隅土木事務所A 先ほど塩田川の護岸の嵩上げの関係でご質問がありまして、今回、特に海岸の方に視点を取って今回の対策も考えている状況でございます。海岸の方の対策の方針が決まりましたら、それに整合するような形で検討していくようになっていくかと考えている状況でございます。

○市建設課 補足してよろしいでしょうか。実は長生郡の方で事例としてよく見られるのが、一宮川これは河川側で、河川堤体の上にコンクリートで津波対策として、県の方で整備されていると思うんですよね。同じような塩田川のイメージを持っていくのかな、というところで、そういう考えでよろしいですよ。

○夷隅土木事務所B そういうのも含めて工法は色々あると思うんで、実際、高さとか津波の遡上の高さとかも検討した上で、何が必要かということ。

○市建設課 であれば、海岸と河川は整合性をとって整備も検討が必要か、ということ。

○夷隅土木事務所B そういうイメージです。

○市建設課 ありがとうございます。

○出席者D(北日在) 最後よろしいですか、先ほど、冒頭に資料は終わったら回収するというお話だったんですけど、これ地区の住民にもお話をするには、全く資料がなくて、これだけの時間で私の能力の中でちょっと理解できないんで、こういう資料はもらえないものなんでしょうかね。こういうときに、県あるいは市当局でこういう考え方で言うんですよ、という。

○夷隅土木事務所B 前回会議の委員さんがお配りになっていらっしゃいますか？

○司会 委員さんにはお配りしており、傍聴の方はお配りしていません。

○**夷隅土木事務所B** 次に区長さんは委員になられてるんですね。

○**司会** そうですね。今現在、会議の開催の目処が立っていませんので、まだ委嘱はしていないんですけど、要綱のなかでは区長さんが委員になっていただくという形になっていますので、会議が開催の目処が立てば委員に委嘱させていただきます。

○**夷隅土木事務所B** 昨年度この資料というのは、地区の区長さんの方にお渡ししていない？

○**出席者A（北日在）** 去年の資料、来ました？

○**司会** 去年は渡しています。この資料3に関しても同じものですね。

○**出席者A（北日在）** 資料3を区長さんに渡しました？去年の区長と南日在の区長からはないということで、意見書だけは預かって、防潮堤に関してはサイクリング道路は嵩上げするという話だけはあったんですけども、地区の会議にはならないんですよ。要は口を止めて見ちゃうことが多くて、地域の話し合いとかもできないので、今うちの代理の方からも、こういうことが会議であったんだよということを説明するためにも、資料がもらえないかという話だったんです。

○**夷隅土木事務所B** すみません。そちらについてまた、市さんから回答させてもらってよろしいですか。いろいろとイメージを載せてますので、皆さんが勘違いされてしまうと、まだ全然、煮詰まってないものが皆さんのところで見られてこんな風に作るらしいよと、そういう風になってしまうとですね、皆さんに混乱を与えてしまいますので、出せるものもあると思います。

だけど、こういったイメージはまだ全然不確定なので、こういうのを変えて出せるかどうか、それを市さんの方に連絡を差し上げますので、市さんから連絡していただくようにさせていただきます。

口頭では、こういうような説明があったっていうのはいいと思いますし、あの先ほど来、説明しておりますけど、これについてはあくまでも、海岸保全区域と保安林区域と管理者が農林と土木と違うので、どうしてもこういう絵になってしまっていることなんですね。それについて海岸づくり会議でも意見をいただいていますので、そうは言わず、一体的に検討してくれという意見をいただいていますので、それを今後この計画を具体化していく中で、そういったものの意見を踏まえてやっていくということになっています。ですから、今は建前上こういうふうには作らせていただいている、ということになります。

○**出席者E（若山）** 単純に2mぐらいの擁壁がずっとできるよ、っていうイメージでいいんですね。

○**夷隅土木事務所B** それは高さや波の力によって、大きさが変わってきますので、例えば自転車道を嵩上げると、実は九十九里海岸は同じようなものが作られています。自転車道が3m必要となつてまして、その両サイドに天端で4mから5m

くらいのもを作っている。具体的な形については、先ほど言ったように、波の強さを踏まえてその上で自転車道を設けるとなれば、必要な幅をつくる。

○出席者E(若山) 位置はどうであれ、単純に津波を遅らせるのにずっと、2m そんな計画だよっていうイメージで、そんな解釈でいいでしょうね。

○夷隅土木事務所B ここで、5.8mの壁を設けることによって津波を遅らせると。

○出席者E(若山) 場所はどこにしる、そういうイメージだよと。

○夷隅土木事務所B はい、基本的な考えです。

○司会 漁港の方で何か意見等がありますか。皆さん日在ですが、漁港の方もエリアになっていますので、また明日、大原地区の方をやるんですが、大丈夫でしょうか。今お話ありました資料につきましては、また県の方と協議してご回答させていただきたいと思います。

○出席者F(深堀自主防災) 今、私この会議初めてなんですよ。だから、できればさっき言われたように任命する。あなたがこの会議を委員ですよってのをやってもらいたいんだよね。

今区長さんがいるけども、何年もしないうちに代わっちゃうわけよ。

そうすると新しい人が来るから、先は見えないで話ししなくちゃいけないから、もうこのメンバーでやりますよって、やらないといけないんじゃないのかなと思うんです。私も今日初めてですから、頭のイメージが全然違ってたからさ、スムーズにこれからやるのにはそれがいいかな、と思います。はい。以上です。

○市建設課 今後の進め方についてもですね。県の方と相談しながら検討していただきますので、よろしくをお願いします。

○司会 それではですね。他にないようでしたら、ここら辺で意見交換会の方も終了させていただきたいと思います。

いろいろな意見いただきましてありがとうございます。いただいた意見に関しましては、また県と協議しながら、必要に応じてまたこのような勉強会を開催させていただきたいと思いますので、その時はまたご連絡させていただきます、よろしくお願いいいたします。

それでは次第の5の方は終了させていただきます。

6 その他

○司会 次第の6「その他」でございますが、県の方には何かございますかありませんか。(県・市ともになし)

7 閉会

○**司会** それでは、これをもちまして地区勉強会の方を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

閉会 午後8時7分